

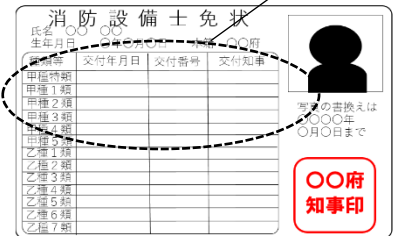
消防設備士講習 受講希望登録票

(ご注意：この用紙は、受講申請書ではありません。)

(フリガナ) 申請者氏名		生年月日		昭和・平成		年 月 日	
本籍 (都道府県名)		連絡先 ☎					
		勤務先 ☎					
現住所 (受講申請書の送付を希望する住所)		(〒 -)					
勤務先名称		勤務先所在地		(〒 -)			
講習区分	① 特殊消防用設備等	② 消火設備	③ 警報設備	④ 避難設備・消火器			
受講に係る消防設備士資格							
類別	甲乙別	交付年月日		交付番号		交付知事	
類		S・H・R	年 月 日			知事	
類		S・H・R	年 月 日			知事	
類		S・H・R	年 月 日			知事	
上記講習区分の前回受講年月日		S・H・R		受講した都道府県名			
年 月 日							
摘要							

⑨ 現住所がマンション・アパート等のときは、建物名称、部屋番号までご記入ください。

- 1 この希望登録票を講習区分 [(①特殊消防用設備等)(②消火設備)(③警報設備)(④避難設備・消火器)] ごとに作成し、消防設備士免状 (表面・裏面) のコピーとともに郵送又はFAXにて下記あてに送付してください。



(表面・裏面のコピー)

- 2 受講予定の約2か月前に受講申込書等を郵送いたします。

⑨ 受講日の指定はできません。また、受講人数に限度があるため、次回の講習会となる場合があります。お寄せいただいた個人情報は、ご本人の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。

送付先

一般財団法人 大阪府消防防災協会

〒540-0008 大阪市中央区大手前 1-4-12 大阪天満橋ビル 7階

FAX 06-6941-6504 *FAXの送信前に今一度、番号をご確認ください。

*問い合わせ先

一般財団法人 大阪府消防防災協会 TEL 06-6943-7654

消防設備士の講習について

1 講習の定義

消防法第17条の10による工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習

2 受講義務（消防法施行規則第33条の17）

免状交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内に受講し、以降講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講すること。

なお、指定の期間内に受講しないと、免状の返納を命ぜられることがあります。

3 講習区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士（甲乙とも）
特殊消防用設備等	特類消防設備士
消火設備	第1類消防設備士及び第2類消防設備士並びに第3類消防設備士
警報設備	第4類消防設備士及び第7類消防設備士
避難設備・消火器	第5類消防設備士及び第6類消防設備士

4 講習科目

- (1) 工事整備対象設備等関係法令及び防火に関する他法令等に関する事項
- (2) 工事整備対象設備等の工事又は整備等に関する事項
- (3) 効果測定

5 受講手数料

- ・ 講習区分当たり 7,000円（非課税取引）

【消防法第17条10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の受講手数料（大阪府消防法関係事務手数料条例に基づく手数料）】

- ・ 申請書受付後は、いかなる理由があっても手数料、提出書類は一切お返ししません。

6 テキスト

講習日当日にお渡しします。

7 科目免除

1の講習を受けた後、6ヶ月以内に他の区分の講習を受けようとする方は、上記 4 講習科目 (1)の科目の受講が免除されます。

8 個人情報について

お申し込みされた方の個人情報は、消防設備士講習の受講案内の目的に限り利用させていただきます。

また個人情報の訂正等につきましては、下記にてお問い合わせください。

問い合わせ先

〒540-0008

大阪府中央区大手前1-4-12 大阪天満橋ビル7階

一般財団法人 大阪府消防防災協会 Tel 06-6943-7654

登録番号：T6120005003988